（その１）

収　支　報　告　書

令和　7　年分

※該当箇所は ✓ すること

（　　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）うえののぶひろこうえんかい

1 政治団体の名称　植野信博後援会

2 主たる事務所の所在地　熊本県玉名郡玉東町稲佐６０４番地２

3 代表者の氏名　坂本　友春

4 会計責任者の氏名　植野　幹博

事務担当者の氏名　植野　幹博

（電話）０９０　－　９０７４　－　４３５６

（電話）　－　－

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

済

受付
8.3.30
熊本県選挙管理委員会

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	十	円
収　入　総　額			8 1 9 7 6	8
（前年からの繰越額）			8 1 9 7 6	8
（本年の収入額）				0
支　出　総　額			3 8 6 9 7	2
翌年への繰越額			4 3 2 7 9	6

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金　額	十億	百万	十	円 0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				0 人

(2) 寄　附											
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額										備　考
	十億			百万			十			円	
(ｱ) 個人からの寄附											
（うち特定寄附）											
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附											
(ｳ) 政治団体からの寄附											
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)										0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											
イ　政党匿名寄附											
合　計　（ア ＋ イ）										0	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
	十億 百万 千 円	
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	1 5 1 7 2	
(4) 事務所費	3 7 1 8 0 0	
小計	3 8 6 9 7 2	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計		
合計	3 8 6 9 7 2	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	□	☑	
キ　有　　価　　証　　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 30 日

政治団体の名称　植野信博後援会

会計責任者の氏名　植野　幹博　

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

（注）　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。